

訪問美容師養成講座 学則

第1条 (趣旨)

訪問美容養成講座学則（以下、「学則」という。）は、訪問美容養成講座（以下、「当校」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2条 (目標)

当校は、何かしらの理由で美容室に行けない方のために、「美容のチカラを通じて、笑顔あふれる毎日をお届けします」という理念のもと、訪問美容師を育成することを教育の目標とする。

第3条 (学部)

- (1) 当校に、次の課程を置く。
 - 潜在美容師養成クラス
 - 訪問美容師養成クラス
 - トータルビューティークラス
 - ビジネスマネジメントクラス
- (2) 各クラスの入学定員は10人とする。

第4条 (職員)

当校に次の職員を置く。

- 代表
- チーフディレクター
- 顧問
- 講師
- 客員講師
- 事務局長
- その他必要な運営職員

第5条 (会議)

- (1) 当校に運営会議を置く。
- (2) 運営会議は、代表、チーフディレクター、事務局長、その他当校が選任した者をもって構成する。
- (3) 運営会議は、次の事項について審議する。
 - 当校の教育方針、教育計画及び教育内容並びに学則に関すること。
 - 当校の予算及び運営に関すること。

第6条 (入学時期)

- (1) 各年度の4月1日、10月1日を入学の期日とする。但し暦により前週に繰り上げられる場合がある。
- (2) 前項に従い、入学の出願、選考、手続きは年に2回以上行われるものとする。

第7条 (休業日)

当校の休業日は、次のとおりとする。ただし、当校が必要と認めるときは、休日に授業を行うことができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) その他当校が定める休校日

第 8 条（教室）

- (1) 当校の授業は、下記の所在地にて行うものとする。

東京都豊島区巢鴨 4-26-3

- (2) 教室は、当日授業が行われる学部以外の学生は入室できないものとする。

(3) 教室は授業開始 30 分前に入室可能になるものとする。また、授業終了後 30 分後までに教室を退室しなければならないものとする。

第 9 条（教育課程）

教育課程は当校が発行するシラバスのとおりとする。

第 10 条（振替授業）

学生が、やむを得ない事由で他学部において振替授業を受講したいときは、当校にその旨を願い出なければならない。

第 11 条（修了）

修了のためには、修了試験で合格評価を受けなければならないこととする。

第 12 条（修了年月）

クラスの修了年月は、6 ヶ月とする。

第 13 条（入学資格）

当校に入学することができる者は当校が行う入学審査に合格したものとする。

第 14 条（休学）

学生が疾病又はその他特別の事由のため 1 ヶ月以上修学できないときは、1 年以内の休学をすることができる。

第 15 条（休学、退学の手続）

学生が前条の規定により休学し、又は一身上の事由により退学しようとするときは、当校にその旨を願い出なければならない。

第 16 条（復学）

休学を許可された者が復学しようとするときは、その理由を記して、願い出なければならない。

第 17 条（除籍）

次の各号の 1 に該当する者は、当校が除籍する。

- (1) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認められた者
- (2) 学費納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (3) 死亡又は行方不明の者

第18条（懲戒）

当校は、学生が次の各号の一に該当するときは、これに対し懲戒処分として訓戒、謹慎、停学又は退学の処分をすることができる。

- (1) 当校の学則及び諸規則に違反した者
- (2) 素行不良又は怠惰で改悛の見込みがないと認められる者
- (3) その他学生の本分に違反する行為があつた者

附 則

1. この学則は、2014年4月1日から施行する。